

伊東市スクールバスのしおり



伊東市教育委員会



目 次

はじめに.....	1
第1章 スクールバスの運行概要	1
1 スクールバスの目的.....	1
2 運行を行う学校.....	1
3 スクールバスの対象者.....	1
4 運行するバスの種類.....	1
東小・西小・旭小学校統合に伴う通学支援 対象者判定フロー図.....	2
5 バスの乗車人数.....	3
6 乗降場所.....	3
(1) 乗降場所の名称と色の割当.....	3
(2) 各乗降場所の児童待機場所、車 両進入禁止箇所等.....	3
ア 西小.....	4
イ 順天堂病院行バス待合所.....	5
ウ 旧伊東地域包括支援センター.....	6
エ 三島信用金庫南伊東支店.....	7
オ 競輪場西口.....	8
【橋周辺から競輪場内の安全確保について】.....	9
カ 市役所西口ロータリー.....	10
キ 伊東小学校敷地内.....	10
7 バスダイヤ.....	11
(1) 登校時.....	11
(2) 下校時.....	11
8 登校時乗車バスの割振り	11
9 保護者の利用料.....	12
10 運行経路.....	12
(1) 西小ルート.....	12
(2) 伊東駅ルート.....	12
(3) 競輪ルート.....	13
11 運行日数.....	13
12 見守り要員.....	13

13 大雨などによる登下校時間変更の 場合.....	13
14 放課後児童クラブを利用した場合..	14
15 その他の通学支援との関係性.....	14
(1) 就学援助制度、特別支援教育就学 奨励費を受給している場合.....	14
(2) 小学校統合通学費補助金の交付を 受ける場合.....	14
第2章 乗り遅れ・乗り過ごし・忘れ物・マ スク着用.....	14
1 スクールバスに乗り遅れた場合.....	14
(1) 登校時.....	14
(2) 下校時.....	14
2 下校時に乗り過ごした場合.....	15
3 スクールバスに忘れ物をした場合....	15
(1) 登校時.....	15
(2) 下校時.....	15
4 マスクの着用（感染症対策）.....	15
5 その他、保護者対応が必要な場合....	15
第3章 スクールバス保護者向けルール....	16
1 事前準備.....	16
2 乗降場所の利用.....	16
第4章 スクールバス子ども向けルール....	17
1 自宅から乗降場所まで（朝、帰り）..	17
2 乗車場所でバスを待っている間.....	17
3 バスに乗ってから降りるまで.....	17
4 帰りの会終了からバス乗車まで.....	17
第5章 申込から利用までの流れ.....	18
参考資料.....	19
伊東市スクールバス運行に関する要綱....	19
問い合わせ先.....	24

はじめに

伊東小学校スクールバスの運行については児童の安全を第一に考えてまいりましたが、安全確保には市、学校のみでなく、保護者の皆様のご協力が必須となります。

スクールバスを利用するに当たって、お子さんへの指導やルールへの遵守にご協力をお願いします。

第1章 スクールバスの運行概要

1 スクールバスの目的

伊東市（伊東市教育委員会）の政策である学校統合により、通学している（通学予定だった）学校を変更せざるを得なくなった児童保護者に対して、通学距離が長くなるなどの影響を軽減し、安全・安心な通学を確保することを目的としています。



全ての児童が利用できるわけではありません。

2 運行を行う学校

伊東市立伊東小学校（住所：伊東市大原 2-2-6 電話：0557-37-2527）

3 スクールバスの対象者

P2の「東小・西小・旭小学校統合に伴う通学支援対象者判定フロー図」を参照してください。（特別支援学級等の児童でもフロー図により対象となる場合は、スクールバスの利用は可能となりますが、専用の補助要員等の配置はできません。）

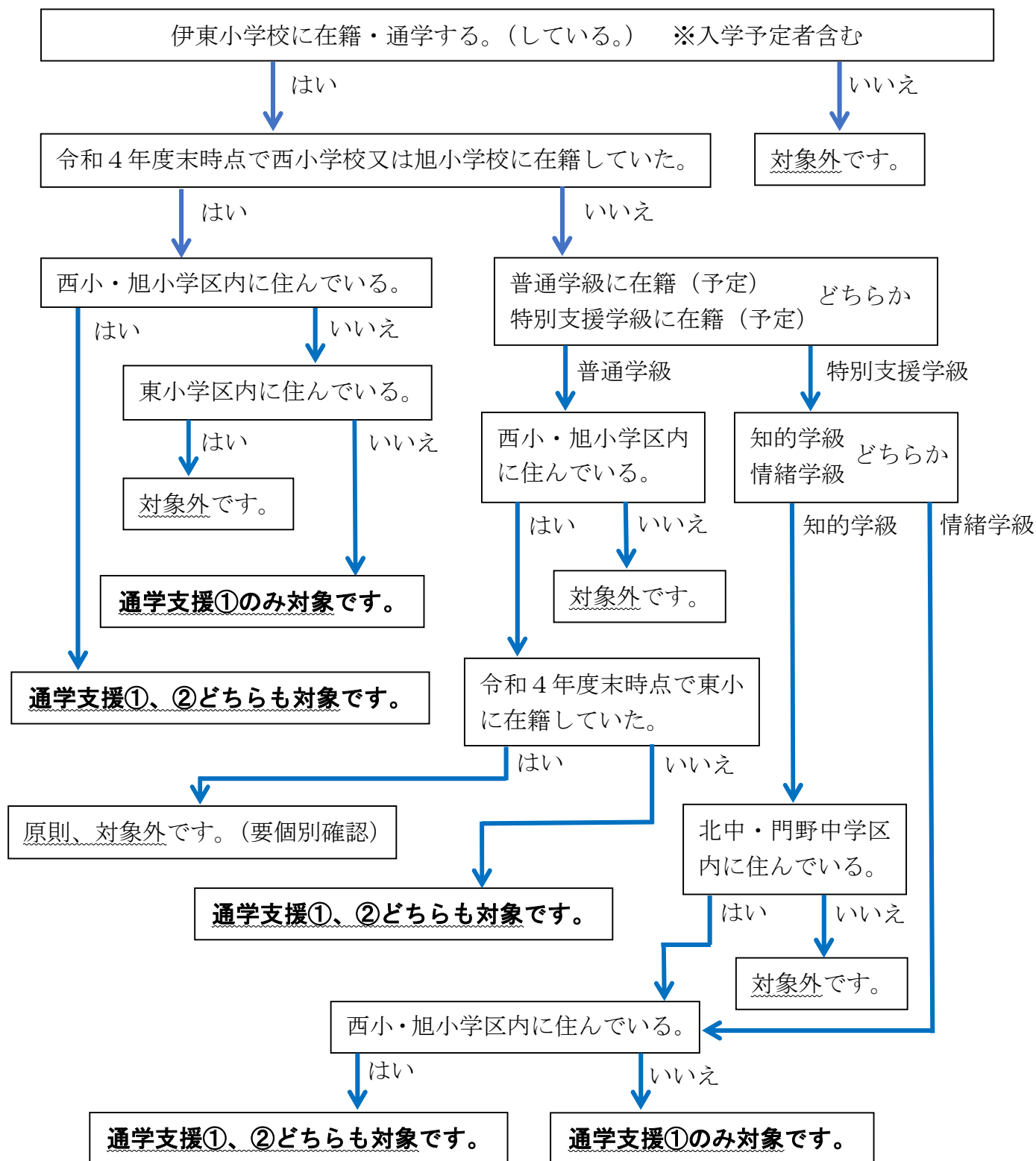
4 運行するバスの種類

路線バスで通常使用している中型バス（全長9m）を使用します。



車体の前後左右に専用のマークが付きます。

東小・西小・旭小学校統合に伴う通学支援対象者判定フロー図



注1：別の通学費支援を受けている場合、支援対象者でも対象外となります。(P14参照)

注2：区域外就学者(住所が市外だが、伊東小学校へ通学など)は個別に確認します。

学校統合に伴う通学支援は2種類あります。(併用不可)

通学支援① スクールバス(伊東市スクールバスのしおりを読んで申し込んでください。)

通学支援② 小学校統合通学費補助金(伊東市スクールバスのしおりP14参照)

支援対象者が不明な場合はP24 問い合わせ先へご連絡ください。

5 バスの乗車人数

1 台当たり 40 人程度とします。座席は、同じバスに乗車する下の学年や特別支援学級に在籍しているなど、特に配慮を要する児童を優先とします。

6 乗降場所

(1) 乗降場所の名称と色の割当

注 1

運行ルート名称		乗降場所名称	子ども向け名称	色の割当
西小ルート		西小学校	にし小	きいろ
伊東駅ルート		順天堂病院行バス待合所	いとうえき	くろ
競輪ルート	始発地	競輪場西口	けいりん	あか
	2 箇所目	三島信用金庫南伊東支店	さんしん	みどり
	3 箇所目	旧伊東地域包括支援センター	なごみ	あお
登校時降車場所		市役所西口ロータリー		
下校時乗車場所		伊東小学校施設内		

注 1 乗車児童の人数によっては西小学校経由伊東駅行などバスをまとめることがあります。

注 2 色の割当は、各乗降場所に設置するバス停留所や乗車証の色と合わせます。

注 3 バス停留所やバスの電光掲示などには子ども向け名称にて表記します。

(2) 各乗降場所の児童待機場所、車両進入禁止箇所等

P4～P9 の写真の★は登校時の児童待機場所、☆は下校時の降車場所となります。

【児童待機場所の目印】

児童待機場所には、スクールバス乗車証と同じ色のバス停留所が設置されています。



【利用ルール遵守のお願い】

乗降場所を利用する際は、P4～P10 の写真に記載されている車両進入禁止箇所や通行する歩道について遵守をお願いします。

各乗降場所や伊東小学校敷地内に送迎スペースはありません。 近隣への迷惑になる行為はご遠慮ください。

その他、P16 「スクールバス保護者向けルール」、P17 「スクールバス子ども向けルール」についても遵守をお願いします。

安全確保のため、家庭内でのお子さんへの指導にご協力をお願いします。

ア 西小学校（児童向け名称：にし小）



西小正門から中への一般車両は常時進入禁止です。（許可車両は除く）



西小正門から中への一般車両は常時進入禁止です。（許可車両は除く）

イ 順天堂病院行バス待合所（児童向け名称：いとうえき）



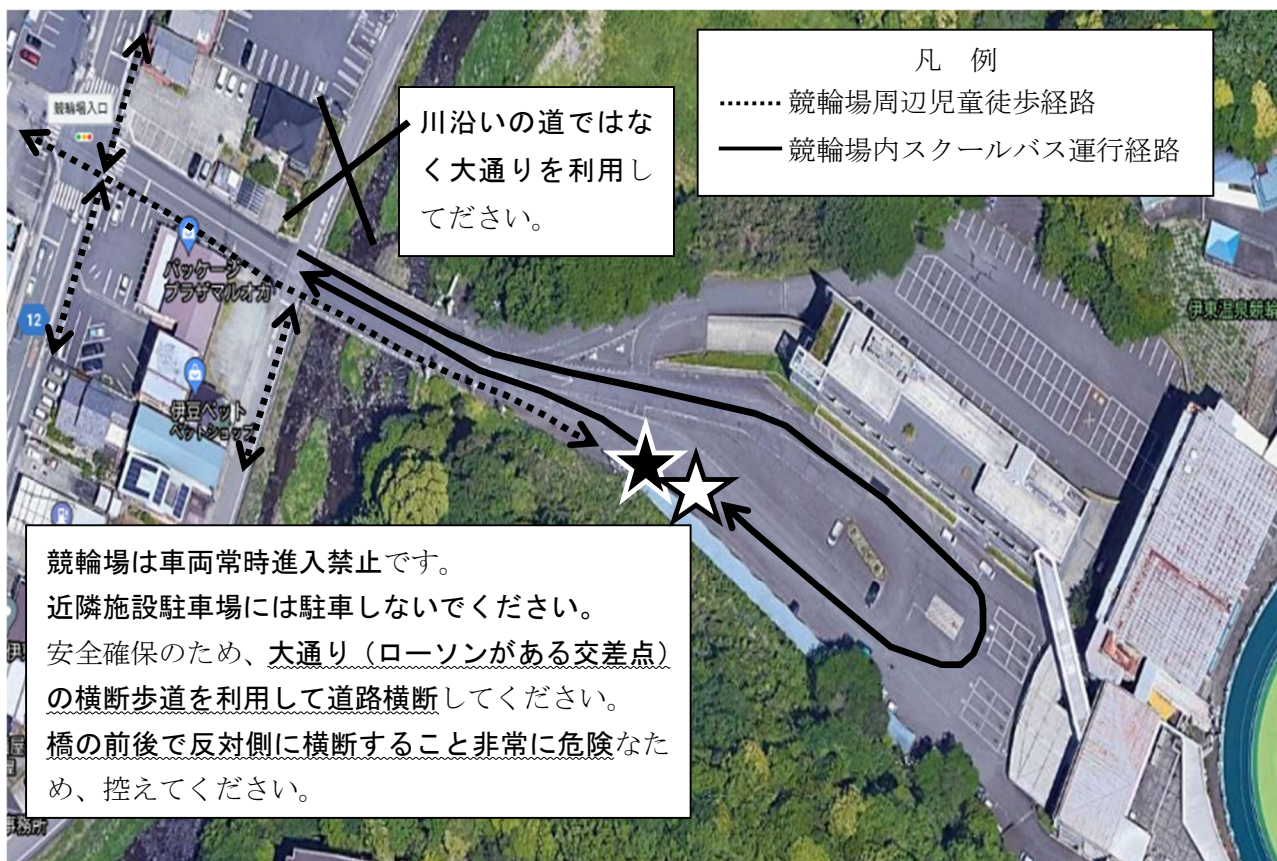
ウ 旧伊東地域包括支援センター（児童向け名称：なごみ）



エ 三島信用金庫南伊東支店（児童向け名称：さんしん）



才 競輪場西口（児童向け名称：けいりん）



【橋周辺から競輪場内の安全確保について】



横断歩道等の設置を行い、競輪場内や橋の前後での横断を可能とできるか警察と協議しましたが、下記見解により、難しい状況です。

【警察の見解】

競輪場から帰る車両は、先に見える青信号を意識してしまいスピードを出す傾向にあり、横断歩道があったとしても確実な停止の保証にはならない。(実際に信号無視も発生している。)



大通り（ローソンがある交差点）までは、道路横断をしない利用とするためグリーンベルトとポールコーンを設置し、児童歩行個所へ安全対策を実施しています。



グリーンベルトの設置

カ 市役所西口ロータリー

登校時の降車のみで使用します。



キ 伊東小学校敷地内

下校時の乗車は学校敷地内となります。



①の駐車場所（バス4台）：スクールバス運行日の全日、駐車場所として使用します。

②の駐車場所（バス2台）：特別日課など全学年同時下校の際、増発バスの駐車場所として使用します。

7 バスダイヤ

(1) 登校時

乗降場所	1 便目ダイヤ	市役所到着時間	2 便目ダイヤ	市役所到着時間
西小学校	7 : 15 発	7 : 30 着	7 : 40 発	7 : 55 着
順天堂病院行バス待合所	7 : 20 発	7 : 30 着	7 : 45 発	7 : 55 着
競輪場西口	7 : 12 発	7 : 25 着	7 : 43 発	7 : 56 着
三島信用金庫南伊東支店	7 : 15 発		7 : 46 発	
旧伊東地域包括支援センター	7 : 17 発		7 : 48 発	

注 1 1 便目と 2 便目のバスは教育委員会で割振ります。(次項参照)

注 2 記載のダイヤは出発時刻です。5 分前行動をお願いします。

(2) 下校時

各学年、日課に応じて必要なバスを事前に停車させておきます。

日課については、学校からの案内をご確認ください。

8 登校時乗車バスの割振り

登校時は、各乗降場所で 1 便目、2 便目に乗車する児童の割振りを行います。

(例：競輪場西口の登校時 1 便目に乗る児童と 2 便目に乗る児童を事前に決めます。)

【割振方法】

登校時 1 便目：「1 年生、4 年生、6 年生」

登校時 2 便目：「2 年生、3 年生、5 年生」

※学年は年度開始時点

注 1 きょうだい一緒の乗車希望がある場合、同じバスに乗れるよう調整します。きょうだいともにどちらの便に乗車するかは教育委員会で判断します。

- ・公平性確保のため、「自宅から乗降場所までの距離」や「保護者の自宅を出る時刻」などによる割振りはできません。

9 保護者の利用料

スクールバスの利用に保護者の費用負担はありません。

10 運行経路

(1) 西小ルート



(2) 伊東駅ルート



(3) 競輪ルート



1.1 運行日数

年間203日程度（運動会など休日に学校行事がある場合も含みます。）

注1 運動会など学校行事の場合でも児童以外のスクールバス乗車はできません。

注 2 在校生が参加しない入学式（1年生のみ参加）、卒業式（6年生のみ参加）の場合は、スクールバスの運行はしません。

注3 運行日数は伊東小の年間計画に基づくため、年度によって増減します。

12 見守り要員

登校時、各乗降場所には、見守り要員が配置される予定です。バスを待っている児童を見守りますので、見守り要員の指示に従い整列してバスを待ってください。

児童がスクールバスに慣れるまでの期間は、バス車内（登校時、下校時）にも大人を配置します。

- ・PTA 組織には、これまでご協力いただいていた旗振り当番の様に乗降場所やその周辺における安全確保にご協力をお願いすることがあります。

13 大雨などによる登下校時間変更の場合

変更となった時間に対応したスクールバスを運行します。この場合、運行時刻は学
校から「まちこみメール」により周知されます。

1 4 放課後児童クラブを利用した場合

放課後児童クラブを利用した場合、スクールバスに乗ることはできません。

スクールバスは、学年ごとの下校時間に合わせて用意をしているため、低学年が高学年下校用のスクールバスに乗車することはできません。

注 1 スクールバスは、学校開業中のみの運行となります。夏休みなど休業期間中は運行されませんので、未運行期間における放課後児童クラブ利用は保護者対応となります。

1 5 その他の通学支援との関係性

(1) 就学援助制度、特別支援教育就学奨励費を受給している場合

スクールバスの利用、小学校統合通学費補助金、就学援助制度の通学費援助、特別支援教育就学奨励費の通学費援助は相互に併用できません。ただし、特別支援教育就学奨励費の場合は、重複しない区間においてのみスクールバスと併用可能です。

(2) 小学校統合通学費補助金の交付を受ける場合

東小・西小・旭小学校統合に伴う通学支援対象者判定フロー図で通学支援②が対象となる児童が路線バスで通学する場合、通学ウィークデール定期券購入額と同額を補助します。（8月分は除く）

スクールバスとの併用はできませんので、スクールバス利用から路線バス利用に変更する場合は、乗車証の返却などが必要となります。

小学校統合通学費補助金の詳細については、毎年3月ごろに同補助金の資料を公開していますのでそちらをご確認ください。

第2章 乗り遅れ・乗り過ごし・忘れ物・マスク着用

1 スクールバスに乗り遅れた場合

(1) 登校時

1 便目に乗り遅れた場合は、2 便目に乗車していただきます。（原則的には、乗り遅れないように5分前行動をお願いします。）

2 便目に乗り遅れた場合は、見守り要員が一時的に付き添いますが、迎え等は保護者対応となります。（見守り要員が学校等へ送迎することはできません。学校から保護者へ連絡となりますので速やかに迎え等の対応をお願いします。また、見守り要員が長時間にわたり付き添うことはできません。）

注 1 乗り遅れた場合を想定し、迎えに行く場所や事前に路線バスの運賃を持たせておくなど、必要な対応をご家庭で検討しておいてください。

注 2 乗り遅れにより保護者が迎えに行く場合でも、各乗降場所の車両進入禁止箇所には進入できません。

(2) 下校時

保護者対応となります。

2 下校時に乗り過ごした場合

バスが戻ることはありません。徒歩で帰宅するか保護者対応となります。

注 1 各乗降場所では車内アナウンスがされますが、高学年の児童は同じ場所で降りる低学年を補助してください。

3 スクールバスに忘れ物をした場合

(1) 登校時

運転手から学校職員へ忘れ物を引き渡します。(2便目の市役所西口ロータリー到着後)

その後、学校から児童へ忘れ物を渡します。

児童は、学校の先生に「学年」、「組」、「名前」、「忘れた荷物」、「どこからバスに乗ったか」を伝えるよう家庭で指導をお願いします。

注 1 1便目のバスは、児童の降り忘れや忘れ物確認後、2便目運行のため発車しますので、バスに忘れ物を取りに行くことはできません。

注 2 忘れ物発生防止のため、降車の際に荷物の確認をする、極力肩掛けの荷物とするなどご協力をお願いします。

(2) 下校時

バスは、運行完了後、車庫に戻るため忘れ物の当日中の受け取りはできません。

翌運行日の登校時2便目の市役所西口ロータリー到着後に学校職員へ引き渡します。

その後は、登校時と同様です。

注 1 忘れ物の受け取りを急ぐ場合は、翌運行日の午前8時以降に学校へ保護者が受け取りに行ってください。

4 マスクの着用（感染症対策）

バス車内は十分な換気・消毒を行っております。マスクの着用は各家庭でご判断ください。

5 その他、保護者対応が必要な場合

学校から保護者へ連絡（電話やまちこみメール）がされます。スクールバスに関する重要なお知らせも含みますので、学校からの連絡には必ず対応や確認をしてください。

注 1 不測の事態によりスクールバスの運行が困難な場合、送迎等の保護者対応をお願いすることがあります。

注 2 交通事故や災害発生等の場合は、スクールバス利用児童の避難・安全確保を最優先とさせていただきます。(保護者への連絡は安全確保後となります。)

第3章 スクールバス保護者向けルール

これまでの記載内容の外、以下の内容を遵守するようにお願いします。

1 事前準備

- (1) 自宅から乗車場所までの道を子どもと実際に歩くなど、事前に確認してください。
- (2) 子どもが乗車する予定のバスの出発時刻やバスを待つ場所などを事前に確認してください。
- (3) 乗車証を子どものランドセルの左手側側面に着けてください。（乗車証以外のキーホルダーなどは極力着けないでください。）
- (4) 子どもが持つ持ち物は、極力肩からかけられるようにしてください。（安全確保のため、持ち物で両手が塞がらないようにするためです。）
- (5) 次ページの子ども向けルールについて、事前に指導をしてください。

2 乗降場所の利用

- (1) 乗降場所には、バス出発時刻の5分前には着くようにしてください。
- (2) 自家用車の送迎は各家庭の判断となりますが、各乗車場所や学校の一般車両進入禁止箇所には進入しないでください。また、近隣商業施設や私有地への無断駐車、路上駐車などの迷惑行為は止めてください。
- (3) 乗車場所に付き添う場合、その他の子どもも含め、見守りにご協力をお願いします。
- (4) やむを得ない場合に限り、登校時の乗車場所と下校時の降車場所が異なること、普段利用する場所から乗降場所を変更することは可能ですが、乗り間違えなどが発生した場合は各家庭の責任においてご対応ください。
- (5) 子どもが乗り遅れた場合など、緊急時は学校から連絡がいきます。連絡が取れるようにしてください。（迎えなどの対応をお願いします。）

第4章 スクールバス子ども向けルール

スクールバスを利用する前に下記内容をご家庭でも指導してください。

1 自宅から乗降場所まで（朝、帰り）

- (1) 友達とふざけ合ったりせずに、歩道や道路のはじを歩き、左右の確認をしてから手をあげて道路を渡りましょう。
- (2) スクールバスの前後では道路をわたらないようにしましょう。
- (3) 足元が緑色になっている場所は、そこからはみ出ないように歩きましょう。

2 乗降場所でバスを待っている間

- (1) さわいだりせずに静かに並んでバスを待ちましょう。
- (2) 低学年の子どもが乗るのを助けてあげましょう。

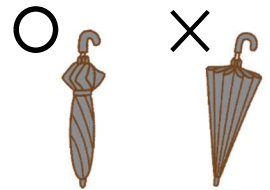


乗降場所の目印

にし小：きいろ
いとうえき：くろ
けいりん：あか
さんしん：みどり
なごみ：あお

3 バスに乗ってから降りるまで

- (1) かさは、バスに乗る前に小さくまとめておきましょう。
- (2) バスに乗るときは、ランドセルに着けた乗車証を見せましょう。
- (3) 席は、低学年の子どもにゆずりましょう。
- (4) さわいだりせずに、つり革や手すりにしっかりとつかまりましょう。
- (5) バスから降りるときは、バスがしっかりと停まってから、忘れ物がないか確認してから、順番に降りましょう。
- (6) 低学年の子どもが降りるのを助けてあげましょう。
- (7) バスに朝乗るときは「おはようございます。」、帰りに乗るときは「お願いします。」、降りるときは「ありがとうございました。」と運転手さんにあいさつをしましょう。



4 帰りの会終了からバス乗車まで

- (1) 先生の言うことをしっかり聞きましょう。
- (2) バスの行先を確認して乗りましょう。

【バスの行先表示】

登校時 全ルート：「スクールバス いとう小」

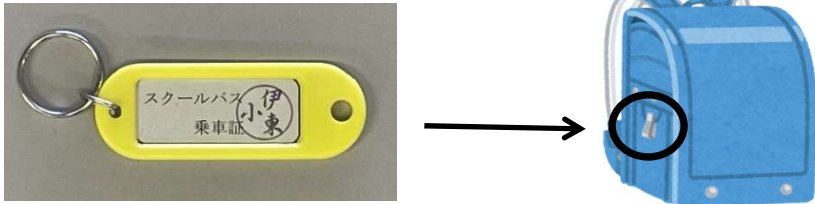
下校時 西小ルート：「スクールバス にし小」

伊東駅ルート：「スクールバス いとうえき」

競輪ルート：「スクールバス けいりん」



第5章 申込から利用までの流れ

順番	チェック欄	内 容
1	☐	本書 P 1 ～P 1 8 までの内容を確認する。
2	☐	本書 P 1 9 ～P 2 2 に記載されている「伊東市スクールバス運行に関する要綱」を確認する。
3	☐	<u>以下の二次元コード又は「伊東市スクールバス利用申込書」にて期限内に申込む。</u>  申込書は、伊東市 HP、教育委員会（市役所 5 階）、学校から入手できます。 【提出先】伊東小学校
4	☐	決定通知と乗車証を受け取る。
5	☐	<u>乗車証をランドセル左手側側面に着ける。</u> （ランリュックや左手側側面に金具が無いなどの場合は、極力、左手側側面に近い位置の金具など、外れにくい箇所に着けてください。） 乗車証は、<u>下校時に主に利用する乗降場所の色に合わせます。</u> （乗車証の色で乗車バスの乗り間違いがないか確認するため） 
6	☐	始業式、入学式までに自宅から乗降場所までの道のり、要する時間、乗降場所でバスを待つ場所について事前に確認する。

【年度途中に利用を開始する場合】

利用を開始したい 3 0 日前までに「伊東市スクールバス利用申込書」を学校へ提出してください。

【年度途中で利用を止める場合、利用内容を変更する場合】

利用を止める（内容を変更したい）3 0 日前までに「伊東市スクールバス利用変更等申込書」を学校へ提出してください。（利用中止の場合、乗車証も返却してください。）

【乗車証を紛失した場合】

キーホルダーの中の紙のみ汚損した場合は、学校から新しい用紙をもらってください。
キーホルダーごと破損や紛失した場合は、速やかに「伊東市スクールバス利用変更等申込書」を学校へ提出してください。その際、実費を請求することがあります。

乗車証の譲渡や不携帯での乗車はしないでください。
想定外の乗車はバスの安全確保に大きな支障が発生します。

伊東市スクールバス運行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊東市立小学校の規模及び配置の適正化により統合した市立小学校に就学する児童（以下「児童」という。）の通学の安全及び遠距離通学の負担の軽減を図るために伊東市が運行するスクールバス（以下「スクールバス」という。）の運行管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運行)

第2条 スクールバスは、別表の学校名の欄に掲げる学校（以下「統合先学校」という。）で運行することができる。

(対象者)

第3条 スクールバスを利用できる者（以下「対象者」という。）は、自らスクールバスの乗降ができ、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表の統合校名の欄に掲げる学校に同表の基準年度の欄に掲げる年度（以下「基準年度」という。）の末日時点で在籍し、統合先学校へ通学するもの。ただし、伊東市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（令和4年伊東市教委規則第7号）による改正前の伊東市立小中学校の通学区域に関する規則（平成7年伊東市教委規則第9号）別表第1東小学校の項に規定する通学区域内に居住するものを除く。
 - (2) 別表の区域の欄に掲げる区域に居住し、統合先学校へ通学するもの。ただし、基準年度の末日時点において伊東市立学校設置条例及び伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例（令和4年伊東市条例第16号）による改正前の伊東市立学校設置条例（昭和39年伊東市条例第29号）別表第1に規定する伊東市立東小学校に在籍していたものは除く。
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認めたもの。
- 2 前項の規定によらず、統合先学校へ通学するに当たり、スクールバス以外に地方公共団体等から支援を受けている者は、スクールバスを利用することができない。

(利用申込)

第4条 対象者の内、スクールバスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）の保護者（以下「保護者」という。）は、スクールバスの利用を開始する年度の前年度2月末日までに、伊東市スクールバス利用申込書（新規・継続）（様式第1号）又は教育長が別に定める方法による申込書（以下「申込書」という。）を統合先学校を経由して教育長に提出するものとする。ただし、年度途中でスクールバスを利用しようとする場合は、利用を開始する30日前までとする。

- 2 教育長は、申込書を受理したときは、その内容を確認し、速やかに伊東市スクールバス利用申込確認結果通知書（様式第2号。以下「確認結果通知書」という。）を統合先学校を経由して保護者に通知するものとする。

(利用期間)

第5条 スクールバスの利用期間は、確認結果通知書の利用開始日から利用開始日の属する年度末までとする。

(乗車証)

第6条 教育長は、第4条第2項の規定により利用者がスクールバスを利用することを承諾したときは、伊東市スクールバス乗車証(様式第3号。以下「乗車証」という。)を統合先学校を経由して保護者に交付するものとする。ただし、前年度から内容の変更が無い利用者の場合、既に交付済みの乗車証を利用するものとする。

2 利用者は、スクールバスの利用に際し、乗車証を必ず携帯し、スクールバスの乗務員等に提示しなければならない。ただし、乗車証の紛失等により再交付を受けるまでの間、スクールバスの利用が必要と教育長が認めた場合、この限りでない。

3 第1項の乗車証の有効期間は、第5条に定める利用期間と同様とする。ただし、第1項ただし書を適用する場合、当該年度内に在籍校が変更となった場合及び次条の定めによりスクールバスの利用を中止した場合は、この限りでない。

(利用内容の変更等)

第7条 保護者は、スクールバスの利用を変更し、又は中止をしようとするときは、スクールバスの利用内容の変更等をしようとする日の30日前までに伊東市スクールバス利用変更等申込書(様式第4号。以下「変更等申込書」という。)を統合先学校を経由して教育長に提出しなければならない。

2 保護者は、中止による変更等申込書提出の場合、使用していた乗車証を添えて提出するものとする。

3 教育長は、変更等申込書を受理したときは、その内容を確認し、速やかに伊東市スクールバス利用変更等申込確認結果通知書(様式第5号。以下「変更等確認結果通知書」という。)を統合先学校を経由して保護者に通知するものとする。ただし、スクールバスの利用を中止する場合は、この限りでない。

4 保護者は、利用者が乗車証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに変更等申込書を統合先学校を経由して教育長に提出し、乗車証の再交付を受けなければならない。

5 保護者は、乗車証の再交付を受けるときは、既に交付された乗車証を返却しなければならない。ただし、紛失を事由に再交付を受ける場合は、この限りでない。

6 保護者は、前項ただし書を適用した後、既に交付された乗車証を発見したときは、速やかに発見した乗車証を返却しなければならない。

(利用者の把握)

第8条 教育長は、利用者、保護者及びその利用内容について年度ごとに情報の把握並びに整理に努め、統合先学校の学校長へ当該情報の提供を行うものとする。

(利用料)

第9条 スクールバスの利用料は、無料とする。

(運行日)

第10条 スクールバスの運行日は、伊東市公立学校管理規則(昭和32年伊東市教委規則第29号)第4条に規定する学校の休業日を除く日とする。ただし、学校の休業日に学校行事等が実施される場合には、スクールバスを運行することができる。

(運行内容)

第11条 スクールバスは、利用者の登下校時に運行し、運行時刻、運行回数、運行経路及び乗降場所等は、統合先学校の学校長と協議の上、教育長が決定する。

(運行計画等)

第12条 統合先学校の学校長は、伊東市スクールバス運行計画書(様式第6号。以下「運行計画書」という。)を作成し、スクールバスの運行する月の前日14日までに教育長に提出するとともに保護者に周知しなければならない。

2 前項の運行計画書に変更が生じたときは、統合先学校の学校長は直ちに教育長に報告し、遅滞なく変更後の運行計画書を教育長に提出するとともに保護者に周知しなければならない。

3 統合先学校の学校長は、天候不順等により、登下校時刻又は授業日の変更若しくは臨時休業を決定したときは、その旨を教育長に報告し、保護者に周知しなければならない。

(運行の方法)

第13条 スクールバスの運行は、委託により実施する。

(利用者及び保護者の義務)

第14条 利用者及び保護者は、運転手、統合先学校及び伊東市教育委員会の指示に従い、事故のないように注意しなければならない。

2 利用者及び保護者は、スクールバスの利用に当たり、統合先学校又は伊東市教育委員会が別に定めるスクールバス利用に関するルールを遵守し、安全な通学に努めなければならない。

3 保護者は、利用者が本条に定める利用者の義務を果たすことができるように補助及び指導に努めなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年2月1日から施行する。

(準備行為)

2 スクールバス運行に関する準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和6年10月25日伊東市教委告示第11号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年11月1日から施行する。

別表 (第2条及び第3条関係)

学校名	基準年度	区域	統合校名
伊東市立学校設置条例及び伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例(令和4年伊東市条例第16号)による改正後の伊東市立学校設置条例	令和4年度	伊東市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則(令和4年伊東市教委規則第7号)による改正前の伊東市立小中学校の通学区域に関する	伊東市立学校設置条例及び伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例(令和4年伊東市条例第16号)による改正前の伊東市立学校設置条例

(昭和 3 9 年伊東市条例第 2 9 号) 別表第 1 に規定する伊東市立伊東小学校		規則 (平成 7 年伊東市教委規則第 9 号) 別表第 1 西小学校及び旭小学校の項に規定する通学区域	(昭和 3 9 年伊東市条例第 2 9 号) 別表第 1 に規定する伊東市立西小学校及び伊東市立旭小学校
---	--	---	--

様式 略

問い合わせ先

- ・ スクールバス全般
伊東市教育委員会
教育総務課教育政策係 0557-32-1912
- ・ 学校の日課、行事など学校生活に関すること
伊東市立伊東小学校 0557-37-2527

